

公的資金補償金免除繰上償還に係る行政改革による施策(財政健全化計画) 概要

趣旨

徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を伴う地方公共団体を対象に、平成21年度までの3年間で5兆円程度の公的資金の補償金免除繰上償還等を行い、高金利の地方債の公債費を軽減する。

条件

- ①行政改革・経営改革の実施が確実に見込まれること。
 - ②最終的な国民負担の軽減(繰上償還効果を上回る行革効果の実現)
- ※今回対象となったのは、経常収支比率85%以上の団体で年利7%以上の残債

1. 健全化計画による主な施策

- ・職員数の純減 (平成18年度→平成23年度) ▲207人
- ・給与構造改革の実施
- ・指定管理者制度の活用等民間委託の推進
- ・行政評価の導入 等

2. 健全化計画に伴う今後の財政状況の見通し

財政指標等

区 分	平成18年度決算	平成23年度	差
財政力指数	0.932	0.933	0.001
実質公債費比率 (%)	13.0	8.9	▲ 4.10
経常収支比率 (%)	90.7	89.3	▲ 1.40
地方債現在高(百万円)	104,090	77,282	▲ 26,808

3. 健全化計画五ヵ年間における目標額

財政健全化計画期間内効果額(H19～H23) 6,858,000,000円
 普通会計における、補償金免除額 4,845,616円

4. 承認及び報告

承認

財務大臣通知 平成19年12月21日付財理第5014号 行政の簡素化等に関する計画

報告

実施状況を報告することが義務付けられており、不当に実施されない場合は中止される。

(担当部署 財政課)